

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(同)

二

岐阜関ヶ原古戦場記念館条例の施行期日を定める規則

(関ヶ原古戦場整備推進課)

二

岐阜関ヶ原古戦場記念館条例施行規則

(同)

三

### 訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

二四

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同)

二四

号外(一) 令和二年九月十六日

## 規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十一号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三国際たくみアカデミー校長、木工芸術スクール校長及び障がい者職業能力開発校長の部の次に次のように加える。

岐阜関ヶ原古戦場記念館長

一 岐阜関ヶ原古戦場記念館条例(令和元年岐阜県条例第二十四号。以下この項中「条例」という。)及び岐阜関ヶ原古戦場記念館条例施行規則(令和二年岐阜県規則第九十四号。以下この項中「規則」という。)の施行に関する事務

- 1 条例第三条第二項ただし書の規定により入館料の特例を承認すること。
- 2 条例第三条第三項ただし書の規定により入館料を返還すること。
- 3 条例第三条第四項の規定により入館料を減免すること。
- 4 条例第四条第一項第七号の規定により遵守事項を指示すること。
- 5 条例第四条第二項の規定により遵守事項に違反した者に対して、職員をしてその行為をやめることを指示させ、又は退去を命ずること。
- 6 規則第二条第二項の規定により臨

--	--

- 7 時に休館し、又は開館すること。
- 8 規則第三条第二項の規定により開館時間を変更すること。
- 9 規則第四条第二項の規定により団体入館券を交付すること。
- 10 規則第五条第二項及び第六条第二項の規定により申請者に通知すること。
- 11 規則第七条第二項の規定により資料の館外貸出しの許可をすること及び同条第三項（規則第八条第三項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可又は承認に管理上必要な条件を付すること。
- 12 規則第七条第四項ただし書の規定により資料の貸出期間の延長を認めること。
- 13 規則第七条第五項の規定により岐阜関ヶ原古戦場記念館資料貸出台帳に登載すること及び岐阜関ヶ原古戦場記念館資料貸出許可書を交付すること。
- 14 規則第七條第六項（規則第八條第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消すこと。
- 15 規則第八條第一項の規定により資料の特別利用の許可をすること。
- 16 規則第八條第二項の規定により岐阜関ヶ原古戦場記念館資料特別利用許可書を交付すること。
- 17 規則第九條第一項の規定により損害の賠償を求めると及び同条第二項の規定により損害賠償に關し必要な事項を定めること。
- 18 規則第十條第二項前段の規定により資料の受納を決定すること及び奇附資料受納書を交付すること。
- 19 規則第十條第二項後段の規定によ

--	--

<p>附 則</p> <p>この規則は、令和二年十月二十一日から施行する。</p> <p>岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>令和二年九月十六日</p> <p style="text-align: right;">岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>岐阜県規則第九十二号</p> <p>岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則</p> <p>岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二百一十一条の表一の項第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和二年十月二十一日から施行する。</p> <p>岐阜関ヶ原古戦場記念館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。</p>	<p>19 寄附資料台帳に登載すること。</p> <p>20 規則第十条第四項の規定により資料の寄附の手続の全部又は一部を省略すること。</p> <p>21 規則第十一条の規定により資料寄託契約を締結すること。</p> <p>22 規則第十二条ただし書の規定により所有者等と協議すること。</p> <p>23 規則第十三条第一項の規定により資料の寄託を承認すること。</p> <p>24 規則第十三条第二項の規定により資料保管書を交付すること。</p> <p>規則第十三条第二項の規定により寄託資料を返還すること。</p>
--	---

令和二年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十三号

岐阜関ヶ原古戦場記念館条例の施行期日を定める規則

岐阜関ヶ原古戦場記念館条例（令和元年岐阜県条例第二十四号）の施行期日は、令和二年十月二十一日とする。

令和二年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十四号

岐阜関ヶ原古戦場記念館条例施行規則

(総則)

第一条 この規則は、岐阜関ヶ原古戦場記念館条例（令和元年岐阜県条例第二十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第二条 岐阜関ヶ原古戦場記念館（以下「記念館」という。）の休館日は、次のとおりとする。

- 一 月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日（以下この号において「休日」という。）である場合には、当該月曜日後の最初の休日でない日）
- 二 十二月二十九日から翌年一月三日まで

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(開館時間)

第三条 記念館の開館時間は、午前九時三十分から午後五時までとする。ただし、入館することができるのは、午前九時三十分から午後四時三十分までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(入館料の納入)

第四条 記念館の展示室等に入室しようとする者は、条例第三条第一項の入館料（以下「入館料」という。）を納入して、入館券（別記第一号様式）（一年を通じて利用する場合の入館料を納入した者にあつては、年間入館券（別記第二号様式））の交付を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、団体（二十人以上に限る。）で記念館の展示室等に入室しようとするときは、その代表者は、あらかじめ、団体入館券交付申請書（別記第三号様式）を知事に提出した上、入館料を納入して、団体入館券（別記第四号様式）の交付を受けなければならない。

(前納の特例)

第五条 条例第三条第二項ただし書の規定により入館料を後納しようとする者は、あらかじめ、入館料後納申請書（別記第五号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により承認をしたときは、入館料後納承認書（別記第六号様式）により申請者に通知するものとする。

(入館料の減免)

第六条 条例第三条第四項の規定により入館料の減免を受けようとする者は、知事が特に認める場合を除き、あらかじめ入館料減免申請書（別記第七号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により承認をしたときは、入館料減免承認書（別記第七号様式）により申請者に通知するものとする。

(資料の貸出し等)

第七条 資料の館外貸出しは、行わない。ただし、知事が適当と認めるものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により資料の館外貸出しを受けようとする者は、岐阜関ヶ原古戦場記念館資料貸出許可申請書（別記第八号様式）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

3 知事は、前項の許可に管理上必要な条件を付することができる。

4 資料の貸出期間は、三十日以内とする。ただし、知事が特に必要があると認めると

きは、これを延長することができる。

5 知事は、第二項の許可をしたときは、岐阜関ヶ原古戦場記念館資料貸出台帳（別記第九号様式）に登載し、岐阜関ヶ原古戦場記念館資料貸出許可書（別記第十号様式）を当該申請者に交付するものとする。

6 知事は、第二項の許可を受けた者が虚偽の申請により許可を受けたとき、又は許可条件に従わないときは、当該許可を取り消すことができる。

（資料の特別利用）

第八条 学術上の調査研究等のため資料の撮影、模写、複製、模造等の行為をしようとする者は、岐阜関ヶ原古戦場記念館資料特別利用許可申請書（別記第十一号様式）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該資料が第十一条又は第十二条の規定により寄託を受けた資料（以下「寄託資料」という。）であるときは、当該寄託資料を寄託した者の承諾書（以下「承諾書」という。）を添付しなければならない。

2 知事は、前項の許可をしたときは、岐阜関ヶ原古戦場記念館資料特別利用許可書（別記第十二号様式）を当該申請者に交付するものとする。

3 前条第三項及び第六項の規定は、第一項の許可について準用する。

（損害賠償）

第九条 入館者及び資料を利用する者が資料、施設、設備等を故意又は過失により毀損し、汚損し、又は亡失したときは、その損害を賠償させることができる。

2 前項の規定による損害賠償に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（資料の寄附）

第十条 記念館に資料を寄附しようとする者は、資料寄附申込書（別記第十三号様式）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により寄附申込みのあったものについて受納すべきか否かについて決定し、受納と決定した資料の引渡しを受けたときは、寄附資料受納書（別記第十四号様式）を寄附者に交付するものとする。この場合において、受納した資料は、速やかに整理分類を行った上、寄附資料台帳（別記第十五号様式）に登載するものとする。

3 寄附を受けた資料には、寄附者の氏名及び寄附年月日を記して、永くその芳志を伝えるものとする。

4 知事は、前三項の手続について管理上必要がないと認めるときは、その全部又は一部を省略することができる。

（資料の寄託等）

第十一条 知事は、記念館の展示、調査研究等の資料とするため、その所有者又は権原に基づく占有者（以下この項において「所有者等」という。）に依頼して資料の寄託を受ける場合には、所有者等との間において寄託期間、寄託条件等を内容とした資料寄託契約（権原に基づく占有者との契約については、当該契約についても権原のある者との契約に限る。）を締結し、契約書を交換するものとする。ただし、知事及び所有者等との協議により、資料寄託書（別記第十六号様式）及び資料保管書（別記第十七号様式）の交換をもって当該契約書の交換に代えることができるものとする。

第十二条 知事の依頼によらないで記念館に資料を寄託しようとする者は、資料寄託申請書（別記第十八号様式）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 知事は、前項の承認をし、寄託を受けたときは、資料保管書（別記第十七号様式）を申請者に交付するものとする。

3 第七条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

第十三条 寄託資料は、寄託資料台帳（別記第十九号様式）に登載の上、記念館が所有する資料と同様の取扱いをするものとする。

2 知事は、記念館の管理上の都合又は寄託期間の定めのない寄託資料の寄託者からの申出により、寄託資料を返還することができる。

（雑則）

第十四条 この規則に定めるもののほか、記念館の管理運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和二年十月二十一日から施行する。

別記

第1号様式その1 (第4条関係)

(表)

(裏)

No. 入 館 券 控 ○ ○ ○ 円
岐阜関ヶ原古戦場記念館 入 館 券 ○ ○ ○ 円
きりとり無効 No. 入 館 券 ○ ○ ○ 円

1 展示室等に入室の際は、本券を受付係員に提示してください。 2 本券は、再発行しません。 3 本券は、当日限り有効です。
---

備考 用紙の大きさ及び表面の図柄は、岐阜関ヶ原古戦場記念館長が定める。

第1号様式その2 (第4条関係)

No. 岐阜関ヶ原古戦場記念館 入 館 券 ○ ○ ○ 円	No. 入 館 券 ○ ○ ○ 円
1 展示室等に入室の際は、本券を受付係員に提示してください。 2 本券は、再発行しません。 3 本券は、当日限り有効です。	きりとり無効

備考 用紙の大きさ及び表面の図柄は、岐阜関ヶ原古戦場記念館長が定める。

第2号様式 (第4条関係)

(表)

No.
岐阜関ヶ原古戦場記念館
年 間 入 館 券
氏 名
有効期限 年 月 日

(裏)

1 展示室等に入室の際は、本券を受 付係員に提示してください。
2 本券は、再発行しません。

備考 用紙の大きさ及び表面の図柄は、岐阜関ヶ原古戦場記念館長が定める。

第3号様式 (第4条関係)

団 体 入 館 券 交 付 申 請 書

年 月 日

岐阜関ヶ原古戦場記念館長 様

申請者 所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名  
連 絡 先

岐阜関ヶ原古戦場記念館の団体入館券の交付を下記のとおり申請します。

記

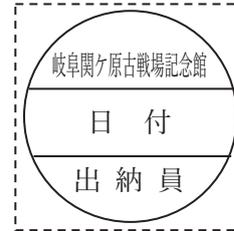
責 任 者 氏 名		
入館しようとする人数	幼児、小学校の児童、 中学校の生徒及びこれらに準ずる者	人
	高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	人
	その他の者	人
入 館 の 日 時		
そ の 他 参 考 事 項		

第4号様式 (第4条関係)

団 体 入 館 券

金 額  円

様



区 分		入 館 料 (1人につき)	人 数	金 額
入館し ようと する者	幼児、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者	無 料	人	無 料
	高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	円	人	円
	そ の 他 の 者	円	人	円
そ の 他 参 考 事 項				

- 1 展示室等に入室の際は、本券を受付係員に提示してください。
- 2 同時に観覧できる人数に制限のある展示があります。
- 3 本券は、再発行しません。
- 4 本券は、1回限り有効です。

第5号様式 (第5条関係)

入 館 料 後 納 申 請 書

年 月 日

岐阜関ヶ原古戦場記念館長 様

申請者 所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名  
連 絡 先

入館料の後納をしたいので、下記のとおり申請します。

記

後納を必要とする理由					
入 館 す る 日 時	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
入館しようとする人数	高等学校の生徒、大学の学生 及びこれらに準ずる者		人		
	その他の者（幼児、小学校の 児童、中学校の生徒及びこれ らに準ずる者を除く。）		人		
納入すべき入館料の額					円
納入することができる 期限	年	月	日		
備 考					

第6号様式 (第5条関係)

## 入 館 料 後 納 承 認 書

年 月 日

様

岐阜関ヶ原古戦場記念館長 印

年 月 日付けの申請については、下記のとおり承認します。

## 記

入 館 す る 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
入館しようとする人数	高等学校の生徒、大学の学生 及びこれらに準ずる者 人
	その他の者（幼児、小学校の 児童、中学校の生徒及びこれ らに準ずる者を除く。） 人
納入すべき入館料の額	円
納 入 期 限	年 月 日まで
備 考	

第7号様式 (第6条関係)

入館料減免申請(承認)書

年 月 日

岐阜関ヶ原古戦場記念館長 様

申請者 住 所

氏 名

(申請者が団体の場合) 団体名及び代表者氏名

連 絡 先

入館料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

入館する日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
入館しようとする人数	高等学校の生徒、大学の学生 及びこれらに準ずる者 人
	その他の者(幼児、小学校の 児童、中学校の生徒及びこれ らに準ずる者を除く。) 人
(団体の場合) 責任者氏名	
減免を受けようとする 額	円
減免を受けようとする 理由	

上記申請のとおり承認します。

年 月 日

岐阜関ヶ原古戦場記念館長 印

注 展示室等に入室しようとするときは、この承認書を受付係員に提示してください。

第8号様式 (第7条関係)

## 岐阜関ヶ原古戦場記念館資料貸出許可申請書

年 月 日

岐阜関ヶ原古戦場記念館長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
(申請者が法人の場合) 法人名及び代表者氏名  
連 絡 先

岐阜関ヶ原古戦場記念館資料の館外貸出しを受けたいので下記のとおり申請します。

## 記

使 用 目 的			
使 用 期 間	年	月	日から ( 日間) 日まで
使 用 場 所			
貸 出 資 料	品 名	数	備 考
輸 送 方 法			
資料取扱責任者名			

注 貸出しを受ける施設の概要 (設置に係る条例、規約、組織図等)、展示計画等を明らかにした書面を添付してください。

第9号様式 (第7条関係)

岐阜関ヶ原古戦場記念館資料貸出台帳

番号	資料名	数量	貸 出 先		貸 出		貸出 期限	返 納		備考
			氏名	住 所	年月日	取扱 者印		年月日	取扱 者印	
					・ ・		・ ・	・ ・		
					・ ・		・ ・	・ ・		
					・ ・		・ ・	・ ・		
					・ ・		・ ・	・ ・		

第10号様式 (第7条関係)

## 岐阜関ヶ原古戦場記念館資料貸出許可書

第 年 月 日 号

様

岐阜関ヶ原古戦場記念館長 印

年 月 日付けの申請については、下記のとおり許可します。

## 記

使用目的			
貸出期間	年	月	日から ( 日間) 日まで
使用場所			
貸出資料	品 名	数 量	備 考
許可条件等			
教 示	<p>1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>		

注 資料の貸出しを受けるときは、借用書を提出してください。

第 1 1 号様式 (第 8 条関係)

岐阜関ヶ原古戦場記念館資料特別利用許可申請書

年 月 日

岐阜関ヶ原古戦場記念館長 様

申請者 住 所  
氏 名

㊟

(申請者が法人の場合) 法人名及び代表者氏名

連 絡 先

岐阜関ヶ原古戦場記念館資料の特別利用をしたいので下記のとおり申請します。

記

利 用 目 的 又 は 用 途			
利 用 期 間	年	月	日から ( 日間) 日まで
利 用 場 所			
利 用 資 料	品 名	数 量	備 考
そ の 他 参 考 事 項			

第12号様式 (第8条関係)

## 岐阜関ヶ原古戦場記念館資料特別利用許可書

第 号  
年 月 日

様

岐阜関ヶ原古戦場記念館長 団

年 月 日付けの申請については、下記のとおり許可します。

## 記

利 用 目 的 又 は 用 途			
利 用 期 間	年	月	日から ( 日間) 日まで
利 用 場 所			
利 用 資 料	品 名	数 量	備 考
許 可 条 件 等			
教 示	<p>1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>		

- 注 1 この許可書は、資料利用の際、係員に提示してください。  
2 この許可書は、利用期間中携帯してください。

第13号様式(第10条関係)

資料寄附申込書

年 月 日

岐阜関ヶ原古戦場記念館長 様

寄附申込者 住 所  
氏 名

下記の資料を岐阜関ヶ原古戦場記念館資料として寄附したいので申し込みます。

記

1 資料

品 名	数 量	形 状	備 考

2 寄附しようとする目的

3 その他(寄附条件等)

第14号様式(第10条関係)

寄 附 資 料 受 納 書

第 号

年 月 日

様

岐阜関ヶ原古戦場記念館長 印

年 月 日付けで寄附申込みのあった下記の資料を受納します。

記

1 資 料

品 名	数 量	形 状	備 考

2 受 納 日 年 月 日

3 場 所

4 受納取扱者職氏名



第16号様式 (第11条関係)

資 料 寄 託 書

年 月 日

岐阜関ヶ原古戦場記念館長 様

申請者 住 所

氏 名



下記のとおり資料を岐阜関ヶ原古戦場記念館へ寄託することを承諾します。

記

1 資 料

品 名	数 量	形 状	資料所有(管理)者名等

2 寄託期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 寄託の条件等

第17号様式 (第11条、第12条関係)

資料保管書

第 号  
年 月 日

様

岐阜関ヶ原古戦場記念館長 印

年 月 日付けで寄託承諾 (申請) のあった下記の資料を預ります。

記

1 資 料

品 名	数 量	形 状	資料所有 (管理) 者名等

2 保管期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 保管の条件等

取扱者 職氏名印	
-------------	--

注 寄託資料の返還は、本書と引換えに行いますので、大切に保管ください。

第18号様式 (第12条関係)

## 資料寄託申請書

年 月 日

岐阜関ヶ原古戦場記念館長 様

住 所

氏 名

㊦

岐阜関ヶ原古戦場記念館に資料を寄託したいので下記のとおり申請します。

## 記

## 1 資 料

品 名	数 量	形 状	資料所有(管理)者名等

## 2 寄託期間

年 月 日から 年 月 日まで

## 3 寄託の条件等

寄託資料は、岐阜関ヶ原古戦場記念館が所有する資料と同様の取扱いをされても異議ありません。

第 1 9 号様式 (第 1 3 条関係)

寄 託 資 料 台 帳

番号	資 料 名	数量	寄 託 者		受 入		寄 託 期 限	分 類			返 還	
			氏 名	住 所	年 月 日	取 扱 者 印					年 月 日	取 扱 者 印
					. .						. .	
					. .						. .	
					. .						. .	
					. .						. .	
					. .						. .	

訓令 甲

岐阜県訓令甲第三十三号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年九月十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二観光企画課の表の次に次のように加える。

関ヶ原古戦場整備推進課

事務の種類 一 岐阜関ヶ原古戦場記念館条例（令和元年条例第二十四号。以下この項中「条例」という。）及び岐阜関ヶ原古戦場記念館条例施行規則（令和二年規則第九十四号。以下この項中「規則」という。）の施行事務	副知事専決事項	部長専決事項 1 条例第五条の岐阜関ヶ原古戦場記念館協議会への諮問 2 条例第六条第二項の規定による岐阜関ヶ原古戦場記念館協議会の委員の任命	課長専決事項 1 部長専決事項を除く条例及び規則の施行に関する事務
--	---------	--	--------------------------------------

附則

この訓令は、令和二年十月二十一日から施行する。

岐阜県訓令甲第三十四号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年九月十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二動物愛護センターの表の次に次のように加える。

岐阜関ヶ原古戦場記念館

事務の種類 一 岐阜関ヶ原古戦場記念館条例（令和元年条例第二十四号。以下この項中「規則」という。）及び岐阜関ヶ原古戦場記念館条例施行規則（令和二年規則第九十四号。以下この項中「規	所長決裁事項 1 条例及び規則の施行に関する事務	課長専決事項
--	-----------------------------	--------

則として  
の施行事務

附 則

この訓令は、令和二年十月二十一日から施行する。

令和二年九月十六日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社